

2023年3月30日(木)

学友会所属団体のみなさまへ

大学公認団体（部課所管団体、学部プロジェクト団体など）のみなさまへ

2023年度立命館大学学友会新歓実行委員会

## 学内での勧誘行為・ビラ配りに関する届出・許可について

学友会所属団体が学内において勧誘行為（会員に対し特定の団体の宣伝を行うこと又は特定の団体への入会若しくは参加を促す用に供する目的で会員の個人情報の提供を求めること）又はビラ配りを行うには以下の通り、新歓実行委員会への届け出又は新歓実行委員会からの許可が必要です。

また、学友会所属団体以外の大学公認団体のみなさまには、所属が分かるもの（ネームプレートやバッジ、腕章、ユニフォームなど）を身につけて勧誘行為を行っていただきますようお願いいたします。

キャンパスにより手続方法が異なりますので、よく確認の上手続を行ってください。

### <勧誘行為を行えない期間>

～2023年4月5日（水）

ただし、ウェルカムフェスティバルの企画（ブース企画など）内においては届け出又は許可なしで勧誘行為を行うことができます。なお、ウェルカムフェスティバルに参画していない学友会所属団体のみなさまは勧誘行為を行えません。（勧誘規制規則 第4条第10号及び第12条より）

### <届け出・許可が必要な期間>

2023年4月6日（木）～2023年5月31日（水）

### <共通の注意事項>

- 1日ごと、1キャンパスごとに届け出、申請が必要です。
- 同時に勧誘行為を行える人数は3人までです。
- 勧誘行為を行う際には、学友会ホームページに掲載している「新歓運動規約」（<https://www.ritsumei.club/rules/page-500-2/>）と「勧誘規制規則」（[https://www.ritsumei.club/2023/0313\\_13007/](https://www.ritsumei.club/2023/0313_13007/)）を確認の上、新入生などに不安感や恐怖感を与えないように注意してください。
- 届出又は許可の無い勧誘行為は勧誘規制規則に基づき警告などが行われる可能性があります。

### <衣笠・BKCでの手続方法：届出制>

- ① 新歓実行委員会への届け出  
こちらの Google フォーム (<https://forms.gle/dxtjeHVxZQaNsXMJ6>) より、必要事項を届け出てください。
- ② 届出済証の発行  
フォームの完了画面の指示に従い、届出済証を発行してください。
- ③ 届出済証の印刷・着用  
発行された届出済証を各団体で印刷し、身につけて勧誘行為を行ってください。

#### <OIC での手続方法：許可制>

- ① OIC 学生オフィスへの申請  
課外自主活動ハンドブックを参照して、申請してください。
- ② 新歓実行委員会への申請  
こちらの Google フォーム (<https://forms.gle/VGiU9x33KobB4Wht5>) より、必要事項を申請してください。その際、学生オフィスから許可を受けたことが分かる書類などを添付してください。
- ③ 許可証の発行  
申請から 3 日以内（目安）に許可証をメールアドレス宛に発行します。
- ④ 許可証の印刷・着用  
発行された許可証を各団体で印刷し、身につけて勧誘行為を行ってください。

#### <お問い合わせ>

ご不明な点がございましたら、以下よりお問い合わせください。

「立命館大学学友会新歓実行委員会」

LINE 公式アカウント：<https://lin.ee/iAuPXGi>

メールアドレス：[2023.shinkan.rits@gmail.com](mailto:2023.shinkan.rits@gmail.com)